

2021年9月22日 全11頁

# 女性の就労実績を加味した 「新モデル年金」の所得代替率の試算

所得代替率は現在 44%、将来の低下を抑えるには制度適用拡大がカギ

金融調査部 主任研究員 是枝俊悟

## [要約]

- 政府は、専業主婦世帯を前提とした、現役男性の平均手取り収入に対する年金受給額の割合を「モデル年金の所得代替率」として、その将来見通しとともに公表している。
- 本レポートでは、(専業主婦世帯に限らない)社会全体でみた「公的年金が現役世代の所得をカバーする割合」を求めるため「新モデル年金の所得代替率」を試算した。具体的には、分母の平均手取り収入および分子の年金額につき、就業の有無や形態を特に設定しない、より汎用的な「その世代における夫婦世帯の平均像」を想定し、各世代・各時点の男女それぞれの平均的な収入、就業率、厚生年金加入率を用いて試算した。
- 試算の結果、足元の新規年金受給者の「年金額」はモデル年金と新モデル年金でほぼ変わらないが、「所得代替率」はモデル年金が 61.7%であるのに対し新モデル年金では 44.0%に留まることが分かった。夫婦世帯において実際の収入は厚生年金制度の対象となっている収入より約 3 割多く、この差分が新モデル年金の分母の収入に含まれる一方で、分子の年金額には反映されないため所得代替率の差が生じている。
- 新モデル年金の所得代替率は、標準ケースで 2019 年から 2065 年にかけて 5.7%pt 低下する見通しだが、そのうち約 4 割の 2.2%pt を短時間労働者への厚生年金の適用拡大によって補える。新モデル年金の所得代替率を引き上げるカギは、就労による収入のうち多くを厚生年金制度に取り込むことであり、適用拡大はその有効な手段である。

## [目次]

1. 「新モデル年金の所得代替率」の提案と足元の試算結果・・・ 2 ページ
2. 標準ケースの将来推計とその解釈・・・ 7 ページ
3. 適用拡大の効果・・・ 8 ページ
4. ゼロ成長ケースの将来推計とその解釈・・・ 9 ページ
5. おわりに・・・ 10 ページ

※ 新モデル年金の「年金額」(所得代替率の分子)についての試算は、是枝俊悟「[女性の就労実績を加味した『新モデル年金』の提唱と試算](#)」(大和総研レポート、2021年7月8日)を参照。

## 1. 「新モデル年金の所得代替率」の提案と足元の試算結果

### 「モデル年金」の意義

「モデル年金」とは、昭和40年（1965年）以後、「標準的な被保険者像を想定し、その被保険者が世帯として得られる年金を示したものであり、年金水準を設定したり、制度的に保障される年金の姿を端的に示す際に標準として用いられる概念」<sup>1</sup>、いわば「**年金水準の目安**」として設定されてきた。モデル年金の水準は「年金額」のほか、「現役世代の手取り賃金に対する年金の相対的な水準を示すもの」<sup>2</sup>として「所得代替率」でも示されている。

モデル年金の「年金額」は、夫は平均的な収入を得て標準的な期間厚生年金に加入し、妻は厚生年金にまったく加入したことがない専業主婦である夫婦世帯を「標準的な被保険者像」として設定し算出している。モデル年金の「所得代替率」は、次の算式の通り、分母を厚生年金加入現役男性の平均手取り収入、分子をモデル年金額として算出している。

$$\text{モデル年金の所得代替率} = \frac{\text{片働き世帯における平均年金額（モデル年金額）}}{\text{厚生年金加入現役男性の平均手取り収入}^{\ast}}$$

※ 正確には、厚生年金加入現役男性の「厚生年金賦課対象分の手取り収入」の平均（4ページで後述）。

平成16年（2004年）の制度改正の際には、長期的な給付と負担をバランスさせるためのマクロ経済スライドを導入するにあたり、「モデル年金の所得代替率」は将来的な年金支給額の低下を防ぐための予防線として用いられた。すなわち、5年ごとの財政検証の都度、将来の所得代替率の見通しを試算し、5年以内に所得代替率が50%未満となることが見込まれる場合には給付及び負担の在り方について検討を行うことが法定されている。

このため、平成16年以後においてはモデル年金の所得代替率は単なる「年金水準の目安」とどまらず、大規模な給付と負担の見直しを行う必要の有無を判定するための、いわば、「**改革要否の判定基準**」の性格も有している。

モデル年金の所得代替率の算定式は、夫の標準的な厚生年金加入期間や平均的な収入の定義（賞与を含むのか否か、税込み収入か税引き後の手取り収入か）については見直しが行われてきたが、分子・分母とも男性の収入のみが考慮され、女性の収入（およびその収入を反映した年金額）が考慮されていない点は、昭和40年の創設以後、変わっていない。

改革要否の判定基準としては、平成16年にマクロ経済スライド導入という大きな政治的決断を行う際の条件とされたため、たとえその後社会情勢が変化しているとしても、当時の条件をクリアしているかを確認し続けるため、片働き世帯の前提を基にモデル年金を算出することに

<sup>1</sup> 女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会「報告書～女性自身の貢献がみゆる年金制度～」(平成13年12月)による。

<sup>2</sup> 厚生労働省年金局数理課「2019(令和元)年財政検証結果レポート - 『国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し』(詳細版) -」(2020年)による。

一定の意義が認められる。

しかしながら、若い世代になればなるほど夫婦の働き方は多様化し、厚生年金に加入して働く女性の割合は上昇しているため、片働き世帯を前提としたモデル年金では、徐々に自分たちの世代が受け取る「年金水準の目安」の実態に合わなくなるものと考えられる。

このため、筆者は「改革要否の判定基準」としてのモデル年金は現状のまま片働き世帯を前提にして算出することとしてよいが、それとは別に、現状をより適切に反映した「年金水準の目安」を国民に示すための「新モデル年金」を算出し公表すべきと考えている。前回のレポート<sup>3</sup>では、新モデル年金の「年金額」につき試算を行ったが、本レポートでは新モデル年金の「所得代替率」につき試算を行う。

### 「モデル年金」と「新モデル年金」の違い

政府が公表する「モデル年金」と本レポートで試算する「新モデル年金」の世帯の設定の違いは、次の図表1に示される。「モデル年金」の所得代替率が、片働きの厚生年金加入世帯に限定した公的年金による現役世代の所得のカバー率を指すのに対し、「新モデル年金」の所得代替率では、夫婦の就業の有無や形態を特に設定しない、より汎用的な夫婦世帯の公的年金による現役世代の所得のカバー率を示すものとした。

図表1 「モデル年金」と「新モデル年金」の世帯の設定

|                | モデル年金   | 新モデル年金  |
|----------------|---|---|
| 所得代替率の考え方      | 片働きの厚生年金加入世帯に限定した、公的年金による現役世代の所得のカバー率   | 夫婦の就業の有無や形態を特に設定しない、夫婦世帯の公的年金による現役世代の所得のカバー率  |
| 分母の世帯収入の考え方    | 夫のみが厚生年金に加入して働き、妻は専業主婦であることを前提とする。<br><b>世帯収入＝夫の収入</b>  | 夫婦の就業・雇用の有無を固定せず、男女それぞれの就業率を用いる。ただし、給与所得者と自営業者の平均収入は等しいものと仮定する。<br><b>世帯収入＝(夫の収入×夫の就業率)<br/>＋(妻の収入×妻の就業率)</b>                               |
| 夫の収入           | 厚生年金加入現役男性の平均手取り収入(注1)  | 20～64歳男性の給与所得者の平均手取り収入  |
| 妻の収入           | (0円と仮定)   | 20～64歳女性の給与所得者の平均手取り収入  |
| 夫の就業率          | (100%と仮定)   | 20～64歳男性の就業率  |
| 妻の就業率          | (0%と仮定)   | 20～64歳女性の就業率  |
| 分子の年金額の考え方(注2) | 夫のみが40年間厚生年金に加入して働き、妻は専業主婦であることを前提とする。夫が厚生年金非加入の世帯は考慮しない。<br><b>世帯の年金額＝夫婦二人分の基礎年金額<br/>＋夫の報酬比例年金額</b> | 夫婦の就業・雇用の有無を固定せず、男女それぞれの厚生年金加入率を用いる。厚生年金非加入者は基礎年金額のみとする。<br><b>世帯の年金額＝夫婦二人分の基礎年金額<br/>＋(夫の報酬比例年金額×夫の厚生年金加入率)<br/>＋(妻の報酬比例年金額×妻の厚生年金加入率)</b> |
| 夫の報酬比例年金額      | 厚生年金加入男性の平均比例年金額  | 厚生年金加入男性の平均比例年金額  |
| 妻の報酬比例年金額      | (考慮しない)   | 厚生年金加入女性の平均比例年金額  |
| 夫の厚生年金加入率      | (20歳～59歳男性につき100%と仮定)   | 20～64歳男性の厚生年金加入率  |
| 妻の厚生年金加入率      | (0%と仮定)   | 20～64歳女性の厚生年金加入率  |

(注1) 正確には、厚生年金加入現役男性の「厚生年金賦課対象分の手取り収入」の平均である。

(注2) 分子の年金額は前回のレポートと同じ設定である。

(出所) 大和総研作成

<sup>3</sup> 是枝俊悟「女性の就労実績を加味した『新モデル年金』の提唱と試算」(大和総研レポート、2021年7月8日)

## 分母とする「収入」の範囲の違い

「モデル年金」の所得代替率の分母とする「収入」の範囲は図表2のように示され、就労による収入全体（新モデル年金の分母とする「収入」）と比べると狭い。

モデル年金は片働きの厚生年金加入世帯を対象としているため、分母とする収入は男性厚生年金加入者のものに限られ、女性（図表2のA）、男性であっても自営業者（B）および厚生年金非加入の給与所得者（C）の分の収入は含まれない。さらに、男性の厚生年金加入者の収入であっても、厚生年金の賦課対象外となる分（D）も除かれている。「新モデル年金」の分母とする「収入」を算出する上では、これら「モデル年金」から除外された収入を推計する必要がある。

図表2 モデル年金・新モデル年金の所得代替率の分母とする「収入」の範囲

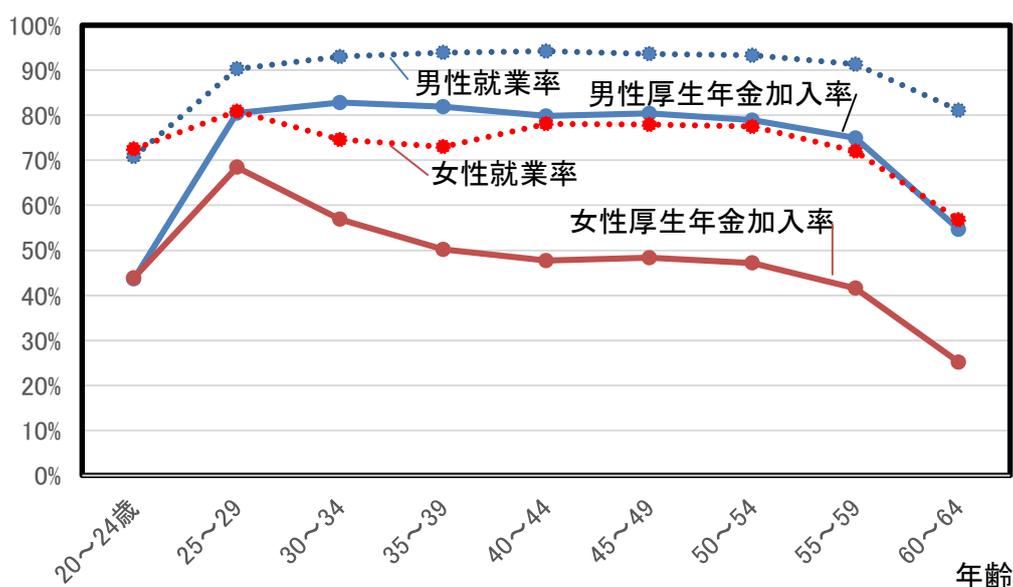
|   |                           |                       |               |
|---|---------------------------|-----------------------|---------------|
| 就労による収入全体（新モデル年金の分母とする「収入」）             |                           |                       |               |
| 男性の就労による収入全体                            |                           |                       | 女性の就労による収入（A） |
| 男性給与所得者の収入全体                            |                           | 男性自営業者の収入（B）          |               |
| 男性厚生年金加入者の収入全体                          |                           | 厚生年金非加入の男性給与所得者の収入（C） |               |
| 男性厚生年金加入者の厚生年金賦課対象分の収入（モデル年金の分母とする「収入」） | 男性厚生年金加入者の厚生年金賦課対象外の収入（D） |                       |               |

（注）新モデル年金の分母とする「収入」には、モデル年金の分母の収入と同様に、賞与を含み、税金を除いた「手取り収入」を用いる。  
（出所）大和総研作成

## 男女別の就業率と厚生年金加入率

2018年度現在の各年齢階級別の男女の就業率・厚生年金加入率は次の図表3に示される。

図表3 男女別・年齢階級別の就業率・厚生年金加入率（2018年度）



（注）厚生年金加入率は、各年齢階級の人口に対する厚生年金加入者の割合である。

（出所）厚生労働省「厚生年金保険・国民年金事業年報」、総務省「労働力調査」「人口推計」をもとに大和総研作成

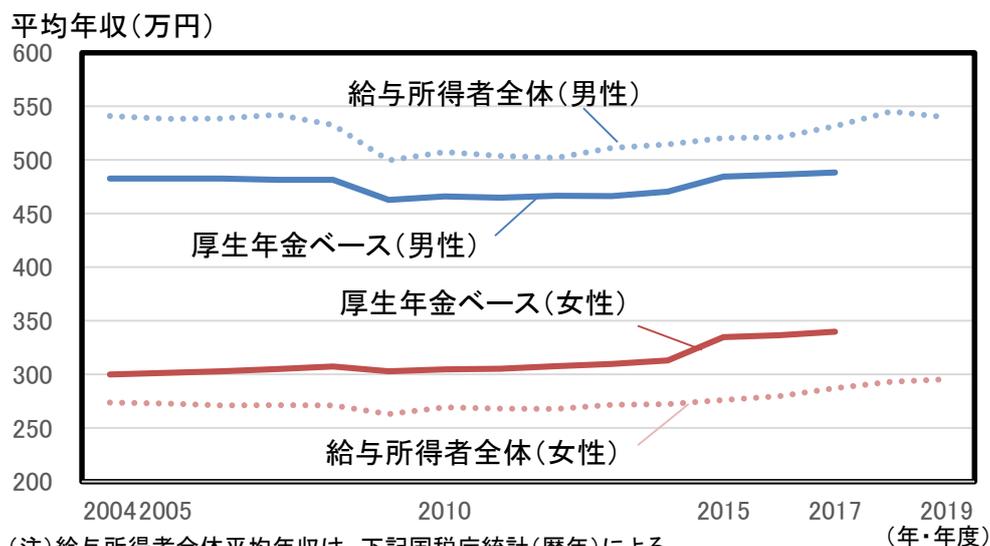
男性の就業率は25～59歳の範囲で9割以上、男性の厚生年金加入率も25～59歳の範囲で8割前後となっている。男性は、就業者と厚生年金加入者の範囲が概ね一致している。

女性の就業率は20～59歳の範囲で7～8割あるものの、女性の厚生年金加入率は25～29歳をピークに30代で5割前後まで低下し、40～54歳においても5割弱の水準となっている。現在では結婚・出産が多く行われる30代においても、女性は「就業」を継続することが多くなってきているが、30代に短時間勤務に変更するなどして厚生年金からは脱退する人は少なくない現状が示されている。

### 給与所得者全体と厚生年金ベースの平均収入の差異

給与所得者全体と厚生年金ベースの男女別の平均年収の推移は、次の図表4に示される。なお、ここでいう「厚生年金ベースの平均年収」とは、正確には、「厚生年金加入者の厚生年金賦課対象となる分の年収」のことである。すなわち、両者には「厚生年金加入者と非加入者の平均年収の差」と「厚生年金加入者における収入全体と厚生年金賦課対象分の収入の差」の2つの差がある。

図表4 平均年収の推移（男女別、給与所得者全体・厚生年金ベース）



(注) 給与所得者全体平均年収は、下記国税庁統計(暦年)による。

厚生年金ベースの平均年収は、下記厚生労働省統計(年度)による厚生年金加入者の厚生年金賦課対象分の年収の平均。2015年度から共済年金が厚生年金に統合された。

(出所) 国税庁「民間給与実態統計調査」および厚生労働省「厚生年金保険・国民年金事業年報」もとに大和総研作成

男性は、厚生年金ベースよりも給与所得者全体の方が平均年収が10%程度高い。その要因としては、前掲図表3でみた通り男性は就業者と厚生年金加入者の範囲が概ね一致しているため、主に「厚生年金加入者における収入全体と厚生年金賦課対象分の収入の差」があることが考えられる。厚生年金保険料の賦課対象となる収入は、「標準報酬月額・標準賞与額」により算定さ

れており、これらはいずれも上限金額が設定されており<sup>4</sup>、「標準報酬月額」では昇給時の改定が数ヵ月遅れるという特性もある<sup>5</sup>。このため、男性給与所得者全体の給与収入の10%ほどが、厚生年金保険料の賦課対象となる収入から除外されていることが考えられる<sup>6</sup>。

他方、女性は給与所得者全体よりも厚生年金ベースの方が平均年収が15%程度高い。女性は、前掲図表3でみた通り、短時間労働者が多いため厚生年金に加入していない就業者が少なくない。女性は、厚生年金に加入していない短時間労働者の平均年収が低く給与所得者全体の平均年収を押し下げているため、厚生年金ベースよりも給与所得者全体の方が平均年収が低くなっていると考えられる。

### 分母となる「世帯収入」と所得代替率の差異

「モデル年金」は男性の厚生年金加入者の平均収入を「世帯収入」とみなすが、「新モデル年金」では（厚生年金加入者に限らない）実際の男女の就業率および平均収入<sup>7</sup>をもとに「世帯収入」を算出する。

2019年における「モデル年金」と「新モデル年金」の世帯収入（いずれも手取り）の違いは、図表5に示される。

男性分の平均収入は「モデル年金」が月35.7万円であるのに対し、「新モデル年金」は月34.6万円とあまり変わらない。ただし、厚生年金賦課対象分の収入はうち月26.3万円となっている。

女性分の平均収入は「モデル年金」ではゼロとしているが、「新モデル年金」では月16.3万円あり、うち厚生年金賦課対象分の収入は月11.8万円となっている。

図表5 「モデル年金」と「新モデル年金」の世帯収入（手取り）の差異（2019年）

| 手取り収入<br>(賞与含む、月あたり、単位:万円)                                  | モデル年金 |     |      | 新モデル年金 |      |      |
|---|-------|-----|------|--------|------|------|
|   | 男性分   | 女性分 | 世帯計  | 男性分    | 女性分  | 世帯計  |
| 厚生年金賦課対象分の収入  | 35.7  | 0.0 | 35.7 | 26.3   | 11.8 | 38.2 |
| それ以外の収入<br>(厚生年金非加入者の収入、<br>および厚生年金加入者の厚生年金賦課対<br>象とならない収入) | 0.0   | 0.0 | 0.0  | 8.3    | 4.4  | 12.7 |
| 合計  | 35.7  | 0.0 | 35.7 | 34.6   | 16.3 | 50.9 |

(注)四捨五入による端数処理のため、表中の各項目の計が合計の値と一致しないことがある(以下、本レポートにおいて同じ)。  
(出所)各種統計をもとに大和総研試算

<sup>4</sup> 現在の上限は、給与が月65万円、賞与(年2回以内)が1回150万円で、年間合計1,080万円(=65万円×12ヵ月+150万円×2回)である。

<sup>5</sup> 降給があっても「報酬」の改定は数ヵ月遅れるが、降給よりも昇給の機会の方が多いためと考えられる。

<sup>6</sup> このほか、厚生年金に加入していない給与所得者の中に、年収が高い者が相当数含まれている可能性も考えられる。

<sup>7</sup> ただし、統計上の制約により自営業者の収入が入手できないため、自営業者の平均収入は(男女別の)給与所得者全体の平均収入と等しいと仮定している。

厚生年金賦課対象分の世帯収入だけが、年金額に反映される。2019年現在、「新モデル年金」の世帯計の厚生年金賦課対象分の収入（月 38.2 万円）が「モデル年金」における厚生年金賦課対象分の収入（月 35.7 万円）を若干上回る水準となっている。このことは、2019年時点において新モデル年金の年金額（月 22.4 万円）がモデル年金の年金額（月 22.0 万円）を若干上回っているという前回レポートの試算結果と整合的である。

「新モデル年金」の世帯収入は、厚生年金賦課対象分の収入の月 38.2 万円に加えて、それ以外の収入が月 12.7 万円あり、合計月 50.9 万円となっている。厚生年金賦課対象分の収入より実際の収入は 33.2%（＝月 12.7 万円／月 38.2 万円）多い。

モデル年金と新モデル年金の所得代替率を算出すると、図表 6 の通り、モデル年金が 61.7% であるのに対し、新モデル年金では 44.0% に留まっている。この差のほとんどは、新モデル年金において厚生年金の賦課対象とならない月 12.7 万円（厚生年金賦課対象分の 33.2%）の収入が、分母の収入にのみ算入され、分子の年金額に反映されないことで説明できる<sup>8</sup>。

図表 6 モデル年金と新モデル年金の所得代替率（2019 年）

| モデル年金  | 新モデル年金  |
|--|---|
| $\frac{\text{片働き世帯の平均年金額 } 22.0\text{万円}}{\text{厚生年金加入男性の平均収入 } 35.7\text{万円}} = 61.7\%$ | $\frac{\text{夫婦世帯の平均年金額 } 22.4\text{万円}}{\text{夫婦世帯の平均世帯収入 } 50.9\text{万円}} = 44.0\%$ |

(注)年金額、平均(世帯)収入はいずれも月額。平均収入は手取りの金額。

(出所)各種統計をもとに大和総研試算

すなわち、片働き世帯に限定せず、また厚生年金加入者にも限定せずに、社会全体でみた足元の「公的年金が現役世代の所得をカバーする割合」を求めると 61.7%ではなく 44.0%に留まり、その違いは、就労による収入全体と厚生年金制度の賦課対象の収入の「収入の範囲」の違いから生じている。

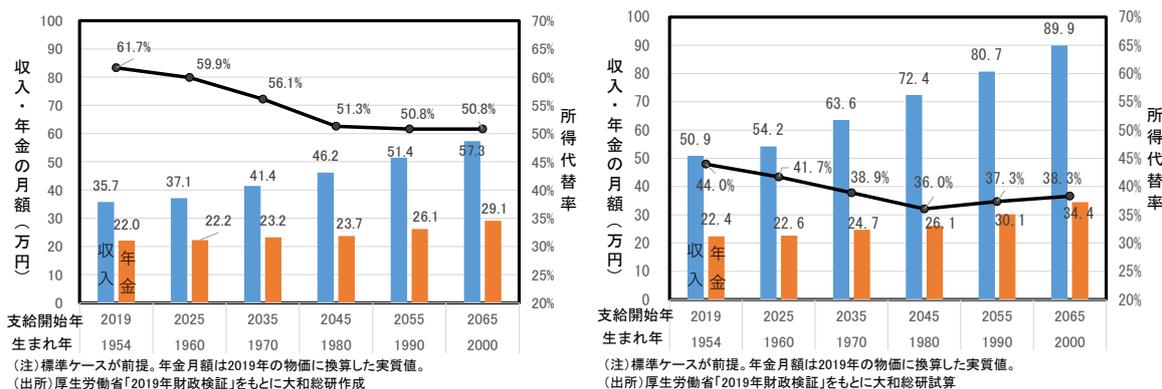
つまり、新モデル年金の所得代替率、すなわち社会全体でみた「公的年金が現役世代の所得をカバーする割合」を引き上げるためには、厚生年金制度の賦課対象とする収入の範囲を広げて給付を充実させることがカギとなる。この点は、本レポート「3. 適用拡大の効果」で検証する。

## 2. 標準ケースの将来推計とその解釈

以上の前提をもとに、2019年財政検証において標準的とされるケース（出生中位・死亡中位・経済前提：ケースⅢ・制度改正を行わないケース。以下標準ケースと呼ぶ）における「モデル年金」と「新モデル年金」の所得代替率の推移を示したものが図表 7 である。なお、以後、本レポートにおいて収入（手取り）と年金額はすべて 2019年時点の物価に換算した実質の月額で表記する。

<sup>8</sup> モデル年金の所得代替率 61.7%を 1.332 で割ると 46.3%となり、新モデル年金の所得代替率に近い値となる。

図表 7 標準ケースにおけるモデル年金（左）と新モデル年金（右）の所得代替率の推移



標準ケースにおいては、年金の財政収支を調整するため「マクロ経済スライド」として、2047年まで年金の支給額は賃金上昇率を下回る率で改定される予定である。このため、マクロ経済スライドの実施期間（2047年まで）において、「モデル年金」の所得代替率は低下する。マクロ経済スライドの終了後（2047年以後）は、年金の支給額は賃金上昇率と同率で改定されるので、所得代替率は一定となる。政府の財政検証においては、標準ケースにおいて、2047年以後の「モデル年金」の所得代替率は50.8%となることが示されている。

「新モデル年金」においても同様にマクロ経済スライドの影響を受け、2019年現在44.0%の所得代替率は2045年にかけて36.0%まで低下する。ただし、2045年以後は所得代替率は徐々に回復し2065年には38.3%となる。

マクロ経済スライド終了後において「新モデル年金」の所得代替率が回復するのは、分母の「収入」の増加と分子の「年金額」の増加に時間差があるためである。女性の就業率上昇は分母の「収入」を直ちに引き上げるのに対し、それが分子の「年金額」に反映されるのはその人が65歳の年金支給開始年齢に達したときであるため、20年程度の時間差が生じる<sup>9</sup>。試算では、財政検証の前提に従い2045年まで女性の就業率が上昇することを前提とした。このため、2045年までは新モデル年金の分母の「収入」が先行して上昇する一方、2045年以後に分子の「年金額」が遅れて上昇するため、2045年以後2065年頃まで所得代替率が回復する形となっている。

### 3. 適用拡大の効果

次のページの図表8は、人口及び経済については図表7と同じ標準的な前提を用いる一方、年金制度が新たに325万人規模の厚生年金の適用拡大（2019年財政検証におけるオプション試算A②）を行ったケース（以下、適用拡大ケース）における「モデル年金」と「新モデル年金」の所得代替率推移を示したものである。

適用拡大の有無によって、「モデル年金」と「新モデル年金」の分母となる収入はいずれも変

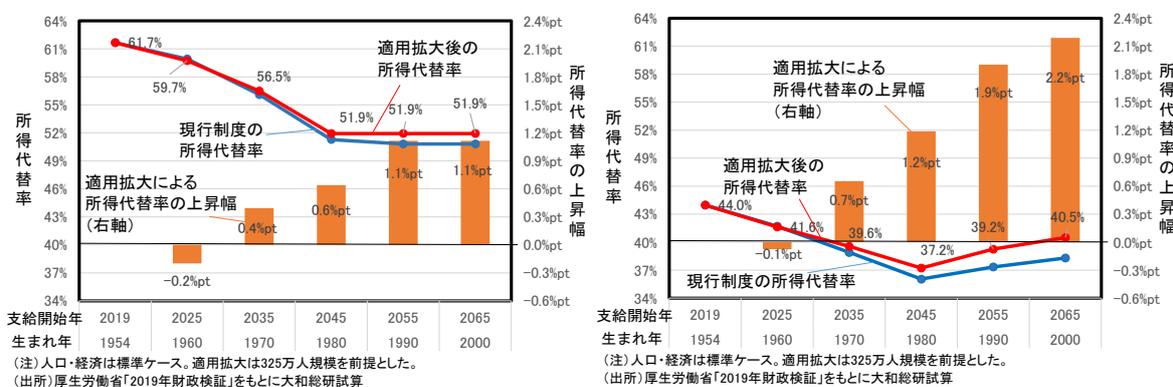
<sup>9</sup> 現役期間（20歳～64歳）の中央を42歳とすると、65歳の年金受給開始年齢まで23年の時間差がある。

化しないため、分子の年金額の変化が所得代替率の変動要因となる。

適用拡大を行うと国民年金の財政改善を通じて将来の基礎年金の金額が増加する。このため、夫のみが40年厚生年金に加入することを前提とした「モデル年金」においても、制度改革による基礎年金の増加分が反映される。これに対し、「新モデル年金」では、適用拡大によって基礎年金が増加するだけでなく、各世代の女性の平均厚生年金加入期間が延びることによって妻分の報酬比例年金も増加する<sup>10</sup>。このため、適用拡大による年金額の増加幅は、「モデル年金」よりも「新モデル年金」の方が大きい。

所得代替率の分母となる収入の水準は「モデル年金」より「新モデル年金」の方が高いが、この点を考慮してもなお、適用拡大による所得代替率の上昇幅は「モデル年金」より「新モデル年金」の方が大きくなった。

図表8 適用拡大ケースによるモデル年金（左）と新モデル年金（右）の所得代替率の変化



「モデル年金」をみると、2019年から2065年にかけての現行制度の所得代替率の下落幅10.9%ptのうち適用拡大では1.1%ptを埋め合わせるにすぎない。しかし、「新モデル年金」でみれば同じ期間の現行制度の所得代替率の下落幅5.7%ptのうち約4割の2.2%ptを適用拡大によって埋め合わせることができる。

現在、政府はより多くの労働者に厚生年金を適用すること（適用拡大）による公的年金の充実を図っているが、「新モデル年金の所得代替率」を用いると、適用拡大による社会全体の「公的年金が現役世代の所得をカバーする割合」の引き上げ効果を端的に示すことができる。

#### 4. ゼロ成長ケースの将来推計とその解釈

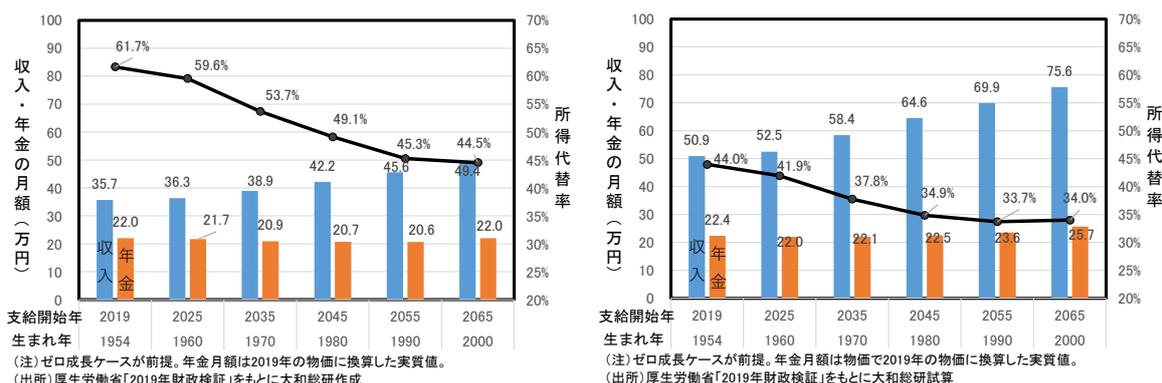
2019年財政検証における標準ケースでは、長期の実質GDPの成長率として年0.4%の成長を見込んでおり、前提が甘いのではないかとの批判もしばしば見られる。そこで、保守的な見積もりとして、2019年財政検証において長期の実質GDP成長率を0.0%としたケース（出生中位・

<sup>10</sup> 夫分の報酬比例年金は、厚生年金財政の悪化による掛け目（現役時代の収入総額に対する年金額の割合）低下による年金額の減少分と平均厚生年金加入期間の延長による年金額の増加分がほぼ均衡しているため、ほぼ変わらない。

死亡中位・経済前提：ケースV・制度改正を行わない（適用拡大を行わない）ケース。以下ゼロ成長ケースと呼ぶ）についても検討する。

図表9は、ゼロ成長ケースにおける「モデル年金」と「新モデル年金」の所得代替率の推移を示したものである。

図表9 ゼロ成長ケースにおけるモデル年金（左）と新モデル年金（右）の所得代替率の推移



年金額は、「モデル年金」がマクロ経済スライドが終了する2058年まで減少を続ける<sup>11</sup>一方、「新モデル年金」では2025年以後はマクロ経済スライド実施中も小幅ながら増加を続ける。他方、所得代替率で見ると、マクロ経済スライド実施中は「モデル年金」も「新モデル年金」も低下し続ける。

ゼロ成長ケースを基にした新モデル年金の「年金額」の見通しからは、生産年齢人口が減少していく中でも日本が労働力率や労働者1人当たりの生産性を高めることで現在の経済規模を維持することができれば、平均的な夫婦世帯の年金受給額も現在の水準を維持できる、という姿を思い浮かべることができる。ただし、維持できるのはあくまで（物価上昇も加味した実質的な）「年金額」であって「所得代替率」ではない。高齢期における現役時代と比べた相対的な所得水準を維持するためには、公的年金における給付底上げ策や、iDeCoやNISAなどを用いた自助努力での資産形成の支援などの政策が重要になる。

## 5. おわりに

本レポートでは、（専業主婦世帯に限らない）社会全体でみた「公的年金が現役世代の所得をカバーする割合」を求めるため「新モデル年金の所得代替率」を試算した。具体的には、分母の平均手取り収入および分子の年金額につき、就業の有無や形態を特に設定しない、より汎用的な「その世代における夫婦世帯の平均像」を想定し、各世代・各時点の男女それぞれの平均的な

<sup>11</sup> その途中の2043年に「モデル年金」の所得代替率が50%を割り込む見込みとなっているが、その後も給付と負担の見直しを行わず機械的にマクロ経済スライドによる調整を続けることを前提とした。

手取り収入、就業率、厚生年金加入率を用いて試算した。

試算の結果、足元の新規年金受給者の「年金額」はモデル年金と新モデル年金で大きく変わらないが、「所得代替率」はモデル年金が 61.7%であるのに対し「新モデル年金」では 44.0%に留まることが分かった。すなわち、片働きの厚生年金加入世帯に限定しない、夫婦世帯における足元の「公的年金が現役世代の所得をカバーする割合」は 61.7%ではなく、44.0%といえる。

夫婦世帯において実際の収入は厚生年金制度の対象となっている収入より約 3 割多く、この差分が「新モデル年金」の分母の収入に含まれる一方で、分子の年金額には反映されないため所得代替率の差が生じている。よって、厚生年金制度の賦課対象とする収入の範囲を広げることが、新モデル年金の所得代替率（すなわち、公的年金が現役世代の所得をカバーする割合）を引き上げるカギとなる。

新モデル年金の所得代替率は、標準ケースで 2019 年から 2065 年にかけて 5.7%pt 低下する見通しだが、そのうち約 4 割の 2.2%pt を短時間労働者への厚生年金の適用拡大によって補える。適用拡大は、新モデル年金の所得代替率を引き上げる有効な手段といえる。

老後の所得の確保は、片働き世帯だけでなく、また現在厚生年金に加入する世帯だけではなく、国民全体の共通の課題といえる。その際、片働きの厚生年金加入世帯に限定しない、夫婦世帯全体における「公的年金が現役世代の所得をカバーする割合」を示す「新モデル年金の所得代替率」は、国民全体の年金水準の大きな目安を示し、今後の年金制度のあり方につき検討する際に有益であろう。

【以上】